

平成 28 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーサイド

代表者名 代表取締役 假屋 勝

**当社出資先“Tranzax 株式会社”の完全子会社“株式会社 Densai サービス”
内閣総理大臣及び法務大臣より電子債権記録機関指定のお知らせ**

株式会社フォーサイド（本社：東京都中央区、代表取締役：假屋勝、以下当社）は、平成 28 年 1 月 28 日付「株式会社日本電子記録債権研究所の第三者割当増資の引受に関するお知らせ」でお伝えしたとおり、当社は、株式会社日本電子記録債権研究所（平成 28 年 2 月 4 日付で Tranzax 株式会社に社名変更）（本社：東京都港区、代表取締役社長：小倉隆志、以下 Tranzax）との関係強化のため、第三者割当増資の引受を行いました。この度 Tranzax の完全子会社である株式会社 Densai サービスが平成 28 年 7 月 7 日付で内閣総理大臣及び法務大臣より、電子債権記録機関の指定を受け、同年 7 月 11 日より開業する旨、報告がありましたのでお知らせいたします。（指定番号：金監 1880 号/法務省民商第 101 号）

【電子記録債権について】 (<http://www.tranzax.co.jp/>)

電子記録債権とは「電子債権」とも呼ばれ、2008 年 12 月施行の電子記録債権法により、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい類型の金銭債権をいいます。これは、電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の指名債権や手形債権などとは異なる新たな金銭債権となっています。

一般に電子記録債権には、既存の手形と同様、その譲渡には善意取得や人的抗弁の切断の効力などの取引の安全を確保するための措置が講じられていることから、事業者は企業間取引などで発生した債権の支払いに関して、インターネット（パソコン）や FAX などを通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速にその債権の発生・譲渡等を行うことができます。

【株式会社フォーサイドについて】 (<http://www.forside.co.jp/>)

(1)	名 称	株式会社フォーサイド
(2)	所 在 地	東京都中央区日本橋室町三丁目 3 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 假屋 勝
(4)	事 業 内 容	株式等の保有を通じたグループ企業の統括及び管理等
(5)	資 本 金	5億2,528万円

【当リリースに関する報道関係者お問合せ先】

株式会社フォーサイド IR 担当

TEL : 03-6262-1056 Email : ir-info@forside.co.jp